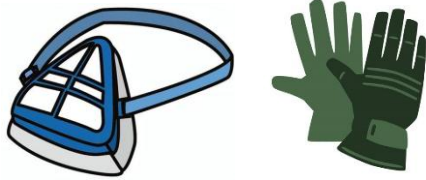


令和6年4月1日から選任義務化
保護具着用管理責任者教育のご案内



安衛則第12条の6に定められた「保護具着用管理責任者」を選任するための教育です。

主催 一般社団法人 名北労働基準協会

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により、事業場における化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させる時は、作業場ごとに「保護具着用管理責任者」の選任が必要になります。本教育を受講修了することで、「保護具着用管理責任者」の選任が可能です。

また、第1種衛生管理者等の「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」についても、本教育を受講することが望ましいとされています。

規則改正に対応し、現場の安全と労働災害防止のためにも是非ともご受講ください。

日 時 令和 8年 ~~8月 25日(火)~~ ~~11月 10日(火)~~ **定員満了**

11月 17日(火) 追加開催

令和 9年 1月 28日(木) いずれかの一日9:30 ~ 16:55

会 場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室
名古屋市中区清水1-13-1 TEL(052)961-1666

※受講票送付時に、会場の地図をお送りいたします。

- 講習内容
- ・ 保護具着用管理
 - ・ 保護具に関する知識
 - ・ 労働災害の防止に関する知識
 - ・ 関係法令
 - ・ 保護具の使用方法等（実技）

お申込フォームは
こちら(リンク)



<実技使用保護具について>

- 防じん防毒マスク、有機ガス用吸収缶、化学防護手袋の3点を事務局でご用意します。
- 実技で使用し、教育終了後は各自お持ち帰りいただきます。
- 防じん防毒マスク、化学防護手袋にはサイズがあります。
希望サイズを申込書にご記入ください。(記入がない場合はMサイズとします。)

会 費 会員 16,500円 非会員 19,800円
(テキスト、資料代、実技用具代、昼食代、消費税を含む)

定 員 45名 (定員になり次第締め切ります)

そ の 他 講習修了者には「修了証」を交付します。
※法令等で定められた講習時間・内容を受講することが修了証交付の要件です。

